議案第６７号

羽生市行政組織条例の一部を改正する条例

羽生市行政組織条例（平成１１年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部を置く。 総合政策部 総務部 健康福祉部 市民経済部 都市整備部 （分掌事務） 第２条　前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 総合政策部 １　秘書及び広報広聴に関すること。 ２　国際交流に関すること。 ３　総合的施策の企画及び立案に関すること。 ４　企業誘致の総合調整及び確保に関すること。 ５　行政組織及び事務管理に関す	（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部を置く。 総務部 企画財務部 健康福祉部 経済環境部 まちづくり部 （分掌事務） 第２条　前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。

ること。 ６　行財政改革に関すること。 ７　統計に関すること。 ８　財務及び予算に関すること。 ９　契約及び財産に関すること。 １０　工事の検査に関すること。 １１　特に市長が指示する事項	
総務部	総務部
１　（略） ２　（略） ３　条例及び規則等に関すること。 ４　（略） ５　（略） ６　（略） ７　（略） ８　（略） ９　市税等の賦課及び徴収に関すること。 １０　（略） １１　（略） １２　（略）	１　秘書及び広報広聴に関すること。 ２　国際交流に関すること。 ３　（略） ４　（略） ５　条例・規則等に関すること。 ６　（略） ７　（略） ８　（略） ９　（略） １０　（略） １１　（略） １２　（略） １３　戸籍及び住民基本台帳に関すること。 １４　市民相談に関すること。 １５　（略）
	企画財務部 １　総合的施策の企画及び立案に関すること。 ２　行政組織及び事務管理に関すること。 ３　行財政改革に関すること。 ４　統計に関すること。 ５　財務及び予算に関すること。 ６　契約及び財産に関すること。 ７　工事の検査に関すること。 ８　市税等の賦課及び徴収に関すること。 ９　特に市長が指示する事項
健康福祉部	健康福祉部

１～５　（略）	１～５　（略）
６　少子高齢化対策に関すること。	６　少子・高齢化対策に関すること。
７～９　（略）	７～９　（略）
１０　スポーツ振興に関すること。	
１１　その他健康福祉に関すること。	１０　その他市民福祉に関すること。
市民経済部	経済環境部
１　戸籍及び住民基本台帳に関すること。	
２　市民相談に関すること。	
３　（略）	１　（略）
４　（略）	２　（略）
５　（略）	３　（略）
６　（略）	４　（略）
７　（略）	５　（略）
８　（略）	６　（略）
９　（略）	７　（略）
１０　その他市民経済に関すること。	８　その他経済環境に関すること。
都市整備部	まちづくり部
１・２　（略）	１・２　（略）
３　公共交通に関すること。	
４　（略）	３　（略）
５　（略）	４　（略）
６　（略）	５　（略）
７　（略）	６　（略）
８　（略）	７　（略）
９　（略）	８　（略）
	９　企業誘致の総合調整及び確保に関すること。
１０　その他都市整備に関すること。	１０　その他まちづくりに関すること。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（羽生市行政不服審査会条例の一部改正）

２　羽生市行政不服審査会条例（平成２８年条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第１０条　審査会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。	（庶務） 第１０条　審査会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

（羽生市総合振興計画審議会条例の一部改正）

３　羽生市総合振興計画審議会条例（昭和４５年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第９条　審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。	（庶務） 第９条　審議会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

（羽生市住居表示整備審議会条例の一部改正）

４　羽生市住居表示整備審議会条例（昭和４０年条例第９号）の一部

を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第７条　審議会の庶務は、市民経済部市民生活課において処理する。	（庶務） 第７条　審議会の庶務は、総務部市民生活課において処理する。

（羽生市いじめ問題調査審議会条例の一部改正）

５　羽生市いじめ問題調査審議会条例（平成２６年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第９条　審議会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。	（庶務） 第９条　審議会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

（羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例の一部改正）

６　羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例（令和８年条例第１２

号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第７条　検討委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。	（庶務） 第７条　検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

（羽生市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正）

７　羽生市空家等の適切な管理に関する条例（平成２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（羽生市空家等対策協議会の設置） 第７条　（略） ２～６　（略） ７　協議会の庶務は、都市整備部都市交通課において処理する。 ８　（略）	（羽生市空家等対策協議会の設置） 第７条　（略） ２～６　（略） ７　協議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。 ８　（略）

（羽生市交通安全対策会議条例の一部改正）

8　羽生市交通安全対策会議条例（昭和４７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第５条　会議の庶務は、総務部くらし防災課において処理する。	（庶務） 第５条　会議の庶務は、総務部地域振興課において処理する。

（羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例の一部改正）

9　羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例（昭和４７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第７条　審議会の庶務は、市民経済部商工観光課において処理する。	（庶務） 第７条　審議会の庶務は、経済環境部商工課において処理する。

（羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例の一部改正）

１０　羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例（昭和４９年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第３３条　審議会の庶務は、市民経済部商工観光課において処理する。	（庶務） 第３３条　審議会の庶務は、経済環境部商工課において処理する。

（羽生市都市計画審議会条例の一部改正）

１１　羽生市都市計画審議会条例（昭和４４年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第９条　審議会の庶務は、都市整備部都市交通課において処理する。	（庶務） 第９条　審議会の庶務は、まちづくり部まちづくり政策課において処理する。

（羽生市下水道事業審議会条例の一部改正）

１２　羽生市下水道事業審議会条例（昭和５５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第７条　審議会の庶務は、<u>都市整備部下水道課</u>において処理する。	（庶務） 第７条　審議会の庶務は、<u>まちづくり部下水道課</u>において処理する。

（羽生市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

１３　羽生市水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（組織） 第３条　（略） ２　法第１４条の規定に基づき、法第８条第２項に基づく水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、	（組織） 第３条　（略） ２　法第１４条の規定に基づき、法第８条第２項に基づく水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、

都市整備部を置く。	まちづくり部を置く。

（羽生市水道事業運営審議会条例の一部改正）

１４　羽生市水道事業運営審議会条例（昭和４９年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第７条　審議会の庶務は、都市整備部水道課において処理する。	（庶務） 第７条　審議会の庶務は、まちづくり部水道課において処理する。

（羽生市国民保護協議会条例の一部改正）

１５　羽生市国民保護協議会条例（平成１８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（庶務） 第５条　協議会の庶務は、総務部くらし防災課において処理する。	（庶務） 第５条　協議会の庶務は、総務部地域振興課において処理する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子